

3 「【更新登録出願人】」及び「【代理人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。

5 「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。

6 その他は、様式第 2 の備考 1 から 4 まで、13 から 18 まで、20、23、25 及び 34 から 38 までと同様とする。この場合において、様式第 2 の備考 16 中「【商標登録出願人】とあるのは、商標法第 21 条第 1 項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第 65 条の 3 第 3 項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第 3 条第 3 項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第 21 条第 1 項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第 65 条の 3 第 3 項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「書換登録申請者」と読み替えるものとする。

様式第十一の欄第 2 中「第 22 条第 4 項」を「第 22 条第 2 項」に変更。
 様式第十一の欄第 2 中「記載し、その記載の次に行を改めてその理由を具体的に」を削除。
 様式第十の欄第 5 中「第 22 条第 4 項」を「第 22 条第 2 項」に変更。
 様式第十一の欄第 5 中「第 20 条第 2 項」を「第 20 条第 5 項」に変更。
 同様にして、同様式第 11 の欄第 5 中「第 20 条第 2 項」を「第 20 条第 5 項」に変更。
 同様式第 11 の欄第 5 中「第 20 条第 2 項」を「第 20 条第 5 項」に変更。
 同様式第 11 の欄第 5 中「第 20 条第 2 項」を「第 20 条第 5 項」に変更。
 同様式第 11 の欄第 5 中「第 20 条第 2 項」を「第 20 条第 5 項」に変更。

6 商標法附則第 3 条第 3 項の規定により書換登録の申請をするときは、「【代理人】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法附則第 3 条第 3 項の規定による書換登録の申請」と記載する。

(特許登録令施行規則の一部改正)

第五条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第 23 号）の一部を次のように改正する。
 第一条第一項中「丙区」を削り、同条第二項中「同一の区（第七条の二第四項の乙区又は同条第五項の丙区をいう。以下この項において同じ。）を「乙区」に改め、別の区にした登録相互間については受付の年月日及び受付番号（登録の一方に受付の年月日及び受付番号の記載がないときは受付の年月日と登録年月日）」を削る。

第二条第一項及び第三条第一項中「又は仮通常実施権」を削る。

第七条第一項中「丙区」を削り、同条第七項を削り、第八項を第七項とする。

第七条の二第二項及び第三項中「又は仮通常実施権」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「又は丙区」を削り、同項を同条第五項とする。

第十条第一項中「登録（、）の下に」特許法第七十四條第一項の規定による請求に基づくもの及び、を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「又は仮通常実施権」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は通常実施権」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは登録された仮通常実施権」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許法第七十四條第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録を申請するときは、申請書は、様式第七の二により作成しなければならない。

第十条の二第四項中「又は登録された仮通常実施権」を削る。

第十四条第二項中「丙区」を削り、同条第三項中「又は丙区」を削る。

第十九条の二第一項及び第二項中「又は仮通常実施権」を削る。

第二十七條第一項中「乙区若しくは丙区」を「若しくは乙区」に改める。

第三十三條第二項を削る。

第三十四條第一項中「通常実施権」及び「仮通常実施権」を削り、同条第二項中「または通常実施権」を削る。

第三十五條及び第三十六條を次のように改める。

第三十五條及び第三十六條 別添

第三十六條の二第二項を削る。

第三十六條の三中「又は仮通常実施権」を削る。

第三十六條の四中「又は同法第三十四條の三第七項若しくは第八項の規定による仮通常実施権の消滅」及び「又は仮通常実施権」を削る。

第三十八條第一項を削り、同条第二項中「第三條第四号又は第五号」を「第三條第三号又は第四号」に変更、同項を同条七号とする。

第三十九條第二項中「又は同法第三十四條の三第二項若しくは第三項の規定により許諾されたもの」となつた通常実施権、及び「又は仮通常実施権」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「又は同法第三十四條の三第五項若しくは第六項の規定により許諾されたもの」となつた仮通常実施権の設定の登録、及び「又は仮通常実施権」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十條第一項中（第四項を除く）を削り、同条第二項を削る。

第四十二條から第四十四條までを次のように改める。

第四十二條から第四十四條まで 削除

第四十五條第一項中「又は第三号」を「又は第二号」に「裁定若しくはその取消しについて訴えが提起された旨」を「特許法第七十四條第一項の規定による請求に係る訴えが提起された旨」に変更する。

第四十八條第一項及び第五十二條第六項中「又は仮通常実施権」を削る。